

令和 7 年 5 月 1 6 日
健康福祉常任委員会資料

医療確保と健康づくり

- ・ 生活衛生の推進について

保健医療部

生活衛生課

目 次

【生活衛生の推進について】

I	食の安全安心の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II	生活衛生営業指導対策・・・・・・・・・・・・・・	7
III	生活環境の衛生確保対策・・・・・・・・・・・・・・	9
IV	動物愛護管理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
資 料 編	(文中に参照頁を表示)・・・・・・・・・・・・・・	1 4
用 語 編	(文中に※で参照番号を表示)・・・・・・・・・・・・	2 1

【生活衛生の推進について】

I 食の安全安心の推進

食の安全安心と食育に関する条例に基づいて令和4年3月に策定した「食の安全安心推進計画(第4次)」(令和4年度～令和8年度)により、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、食品衛生法の改正により全ての事業者にはHACCP(ハサップ) (※1)に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、小規模事業者等に対して「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入・定着支援に取り組む。

1 食品衛生対策

(42,525 千円)

(1) 食品関係施設の監視指導

食品関係施設に対する危害度に応じた業種毎の監視回数等を定めた県監視指導計画(毎年度策定公表)に基づき、監視及び検査体制の充実強化に努める。

令和6年度の食品関係施設に対する監視指導は、営業許可施設(※2)83,910 施設に対し、延べ 34,977 回、営業届出施設(※3)32,113 施設に対し、延べ 7,178 回実施した。(P.14～17 1～2 参照)

＜令和6年度実績＞食品関係施設の監視状況

区 分	業 種	所 管	年度末施設数	監視実施回数
営業許可施設	改正前の食品衛生法に基づく34業種	県	10,681	7,157
		政令(中核)市	18,180	4,371
		計	28,861	11,528
	改正後の食品衛生法に基づく32業種	県	22,121	4,628
		政令(中核)市	32,928	18,821
		計	55,049	23,449
	合 計		83,910	34,977
営業届出施設	集団給食施設、野菜果物販売業等	県	12,650	2,379
		政令(中核)市	19,463	4,799
		計	32,113	7,178

ア 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援

小規模事業者等に対し、講習会(令和6年度79回3,370人)や来庁時のほか、施設監視時に厚生労働省が確認した手引書を活用した導入支援を行う。

イ モニタリング機器を活用した科学的監視

健康福祉事務所(保健所)に配備しているモニタリング機器(※4)を活用(令和6年度6,222件)し、より高度化した食品工場や大量調理施設を重点対象とした科学的なデータに基づく専門的な監視を推進する。

ウ 食品関係施設一斉取締りの実施

食中毒の多発する時期や食品が多量に流通する時期等に合わせた県内一斉の取締り期間(夏期(7月)、年末(12月)、ふぐ取扱い施設(11～2月))を設け、食品関係施設を重点的に監視指導し、食品に起因する事故の防止に努める。

エ 季節的営業の集中監視

海水浴場、キャンプ場、スキー場等、季節的に利用客が急増する営業施設に対しては集中的に監視指導を行い、食品及び施設の衛生確保に努める。

(2) 食品及び添加物等の試験検査

食品及び添加物等の安全性を確保するため、県立健康科学研究所及び健康福祉事務所検査室において食品等の試験検査(令和6年度 702件)を実施し、違反品の排除に努め、食品に対する県民の不安解消を図る。(P.18 3参照)

(3) 食中毒防止対策

ア 食中毒の発生状況

令和6年度の県内における食中毒発生件数は40件であった。

主な病因物質では、ノロウイルス(※5)によるものが23件、カンピロバクター(※6)によるものが11件、サルモネラ属菌(※7)によるものが2件、等の発生があった。

<令和6年度実績>食中毒発生件数、患者数、死者数

県		政令(中核)市		計		全 国	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
19	646(0)	21	311(0)	40	957(0)	1,037	14,229(3)

注：()内は死者数で内数、患者数は速報値。全国は年次統計のため令和6年

イ 食中毒の予防対策

カンピロバクター食中毒防止のため、鶏肉等の衛生的取扱い等について営業者及び消費者に指導・啓発を行い、ノロウイルス食中毒防止として、調理従事者の健康管理及び二次汚染対策の徹底を中心とした指導を行う。

食中毒の発生頻度の高い業種への重点監視を実施するとともに、営業者や従事者を対象とした衛生講習会(令和6年度221回)を計画的に開催する。

(4) 違反に対する行政措置状況

食品関係営業者に対して、監視指導を通じて食品衛生法の遵守を指導し、違反事例を発見した場合には、厳正かつ速やかに措置を行い、事故の拡大防止、違反の再発防止を図る。

＜令和 6 年度実績＞行政措置状況

区 分	処 分 内 容					
	営業禁止令	営業停止令	廃棄令	回収令	その他	始末書徴収
許可を要する営業 (※ 2)	0 (0)	41 (22)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	7 (0)
許可を要しない営業 (※ 8)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (4)	0 (0)	5 (0)

注：（ ）内は政令（中核）市分で内数

(5) 移動営業に係る県内相互乗り入れ

キッチンカー等自動車による移動営業については、令和 7 年 3 月 24 日付で「食品衛生法に基づく自動車による営業許可の運用に関する協定書」を兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市において締結し、令和 7 年 6 月 1 日より県内相互乗り入れを開始する予定。今後は、露店による移動営業に関し協議を図る。

2 食肉衛生対策

(92,426 千円)

「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食肉センター及び食鳥処理場におけると畜検査・食鳥検査の徹底、事業者・従事者への衛生指導並びに HACCP に沿った衛生管理の徹底に努め、食肉・食鳥肉の安全性の確保を図る。

(1) と畜検査

ア と畜検査の状況

県内のと畜検査頭数は令和元年まで減少傾向にあったが、近年は増加傾向にあり、令和 6 年度における全獣畜のと畜検査頭数は 171,971 頭であった。

＜令和 6 年度実績＞畜種別と畜検査頭数

牛・馬	豚	めん羊・山羊	とく(子牛)・駒(子馬)	と畜 頭数合計
69,679 (53,910)	102,149 (46,111)	0 (0)	143 (120)	171,971 (100,141)

注：（ ）内は政令（中核）市分で内数

イ 精密検査の実施

家畜疾病の複雑多様化、動物用医薬品の食肉中への残留、口蹄疫など外国からの疾病の侵入など新たな課題が生じていることから、最新の機器による微生物学、病理学及び理化学検査等、精密検査の充実に努める。（P.18 4 参照）

＜令和 6 年度実績＞

精密検査頭数 430 頭（うち全部廃棄 240 頭、一部廃棄 138 頭）

ウ 牛海綿状脳症（BSE）対策の実施

平成 13 年 10 月 18 日以降、BSE 対策特別措置法に基づき、対象牛のスクリーニング検査(※10)及び特定部位の完全な除去、焼却など適正な措置を講じてきた。

今般、B S Eサーベイランスに関する国際基準が見直され、日本はリスクの無視できる国とされたため、これまで 24 か月齢以上を対象としてきたところ、令和 6 年度からは月齢の規定を撤廃し、と畜場における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛についてのみ検査を実施する。

＜令和 6 年度末までの実績累計＞

B S E 検査頭数 824,807 頭（すべて陰性）

(2) 食鳥検査

ア 食鳥検査の状況

年間処理羽数が 30 万羽を超える大規模食鳥処理場における令和 6 年度の食鳥検査羽数は 17,825,836 羽であった。

＜令和 6 年度実績＞食鳥検査羽数等

食鳥処理場（食鳥検査対象）			認定小規模食鳥処理場（2 月末）		
施設数	管理者数	検査羽数	施設数	管理者数	処理羽数
6	86	17,825,836	105 (67)	149 (94)	913,065 (467,717)

注：（ ）内は政令（中核）市分で内数

イ 食鳥処理衛生管理者等に対する指導

食鳥検査員を補助する食鳥処理衛生管理者に対し、食鳥の疾病や異常の見分け方などの指導を行い、資質の向上を図る。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルを作成するとともに、平成 16 年 2 月の京都府内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ集団感染事例を教訓として、次の措置を講じている。

(ア) 食鳥検査申請書に出荷農場からの「搬入食鳥確認書」を添付させる。

(イ) 食鳥検査で高病原性鳥インフルエンザの疾病が疑われる場合には、簡易キットを用いたスクリーニング検査を実施し感染の有無を確認する。

令和 6 年度は県内の養鶏場での発生はなかったが、関係者等との情報共有と検査体制の整備により、食鳥処理場での発生防止を図っている。

3 H A C C Pに基づく衛生管理の推進

(863 千円)

県内事業者に対して、高度な食品衛生管理システムである H A C C P の導入により信頼できる食品産業の育成を図るため、食品の製造等の工程を知事が認定する「兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 H A C C P)」認定制度を推進する。(P.19 5 参照)

＜令和 6 年度末現在＞ 県版 H A C C P 認定施設：37 件



4 食の安全安心施策の充実・強化

(1,528 千円)

(1) 「食の安全安心と食育審議会」の開催

食の安全安心推進計画の見直しや食品等の安全基準の設定など、食の安全安心及

び食育の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、知事の附属機関として、学識経験者、消費者及び事業者並びに関係団体を代表する委員で構成する「食の安全安心と食育審議会」を開催する。

(2) 関係者相互の情報共有等

ア 情報の一元的な発信等

県ホームページや出前講座等により、食品の安全性に関する正確な情報や県が実施する食の安全・安心施策などの情報の一元的・効果的な発信・開示に努める。

＜令和6年度実績＞

出前講座 158回、参加者 7,443人



出前講座風景

イ 意見交換会の開催

県民の食の安全安心の推進について、正しい知識の普及と情報交換を行う場として、県下地域の特色を生かした食の安全安心フェア等による意見交換会を開催し、県民、事業者、行政が相互に意見交換できる機会を設け、リスクコミュニケーション(※10)を推進する。

また、カンピロバクターによる食中毒が20才代の若い世代に患者が多いことから、今後親元を離れて自活していく高校生を含んだ青年層を中心に、安全安心に食品を摂取するための講座を実施し、食のリスクへの理解を深める。



高校での啓発活動

Ⅱ 生活衛生営業指導対策

住民の日常生活に密着した生活衛生関係営業施設（旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所）に対して監視指導を行うとともに、経営の近代化を促進することにより、衛生水準の向上を図る。

1 生活衛生関係営業施設の監視指導

(6,224千円)

生活衛生関係営業施設に対する監視指導は、特に衛生対策の強化が求められる旅館業と公衆浴場に重点を置いて実施する。令和6年度は、旅館、公衆浴場、興行場の許可を要する施設3,568施設に対し、延べ2,727回、理容所、美容所、クリーニング所の届出を要する施設17,380施設に対し、延べ4,021回の監視指導を行った。

なお、海水浴場、スキー場の宿泊施設に対しては、利用者の多い季節に集中監視指導を行い、衛生確保に努める。(P.20 6参照)

＜令和6年度実績＞生活衛生関係営業施設の監視状況

区 分	業 種	所 管	年度末施設数	監視実施回数
許可を要する施設	旅館・ホテル、公衆浴場、興行場	県	2,357	1,647
		政令(中核)市	1,211	1,080
		計	3,568	2,727
届出を要する施設	理容所、美容所、クリーニング所	県	6,509	2,051
		政令(中核)市	10,871	1,970
		計	17,380	4,021

2 生活衛生関係営業の指導・助成事業

(21,730 千円)

(1) 経営の健全化指導事業

営業の近代化・健全化促進のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターに運営費補助を行い、①経営指導員による融資相談・指導、②弁護士・税理士等による法律・税務相談事業、③経営講習会の開催、④経営特別相談員養成事業等を支援する。

(2) 生活衛生関係営業への振興助成事業

業界の衛生水準向上と振興のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターを通じて、①消費者サービスの向上・需要拡大事業、②雇用管理改善事業等を実施する。

3 公衆浴場等の衛生対策

(2,233 千円)

公衆浴場や旅館の入浴施設におけるレジオネラ属菌(※11)による感染症の発生を防止するため、適宜検査を実施し適切な衛生管理を指導するとともに、リーフレット等により営業者に対する啓発を実施する。

また、一般公衆浴場の衛生水準の確保と経営安定化のため、日本政策金融公庫から施設整備資金を借り入れた場合の利子補給事業を市町と協調して実施する。

加えて、県が指定する一般公衆浴場の入浴料金最高統制額について、公衆浴場入浴料金協議会を開催し改定を検討する。

＜令和6年度実績＞ 利子補給0件

4 住宅宿泊事業（いわゆる「民泊事業」）の適正な運営の確保に向けた取組

住宅宿泊事業を制限する区域・期間の設定に加え、周辺住民への事前周知や善良の風俗保持などを義務付ける独自措置を盛り込んだ条例に基づき、生活環境の悪化やトラブルを防止し、事業の適正な運営を図る。

また、住宅宿泊事業の届出の受理や監督業務を円滑に行うとともに、苦情や通報に対して適切に対応する。

〈全国及び県内の届出状況(令和7年3月14日現在)〉

	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	県合計	全国
届出件数	83	104	10	11	0	1	209	30,318

Ⅲ 生活環境の衛生確保対策

快適な生活環境を確保するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物における衛生的な環境の確保を図るとともに、住宅の衛生管理等についての普及啓発を行う。

1 建築物の衛生的環境の確保に関する事業 (1,734 千円)

一定規模以上の店舗、旅館、興行場、百貨店、学校等特定用途の建築物に対して、衛生上必要な維持管理を指導するとともに、建築物清掃業等の事業者登録・指導を行う。

2 快適で健康的な住居環境づくりの推進

ホルムアルデヒド等の揮発性化学物質によるシックハウス症候群(※12)や、カビ・ダニによるアレルギーなど住居環境に起因する健康被害を防止するため、有効な換気や清掃方法等快適な住居環境づくりを普及・啓発するとともに、県民からの相談への適切な対応に努める。

3 生活環境安全対策

遊泳用プールについて、「遊泳用プール指導要綱」に基づき、施設の維持・水質管理・消毒を指導するとともに、「プールの安全標準指針」により安全対策の徹底を図る。

Ⅳ 動物愛護管理対策

心の癒しや教育の観点から、ペット動物が人の生活に及ぼす役割が注目されている。しかし一方で、飼養の途中放棄や、後先を考えない無責任な餌やりに起因する迷惑などの問題も発生している。動物は「命あるもの」として愛護され、飼養者責任の下で適切に飼養管理される必要があることから、令和3年3月に改定した「動物愛護管理推進計画」に基づく各種施策を積極的に推進し、人と動物が調和し、共生する社会づくりを進める。

1 動物愛護対策の推進 (149,004 千円)

動物愛護センター及び支所（三木、龍野、但馬、淡路）を拠点として、地域に根ざした動物愛護対策を推進する。

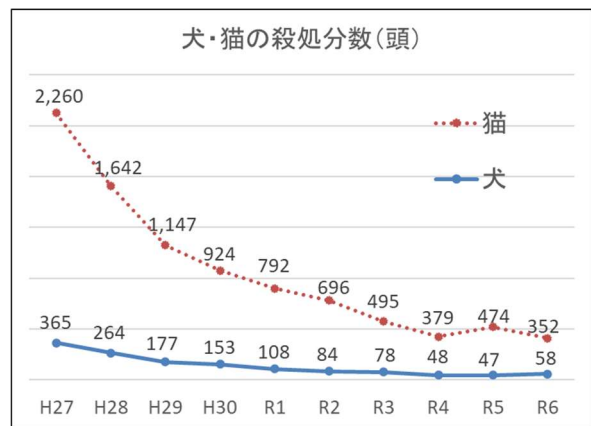
(1) 動物の適正飼養の普及啓発

動物の不適切な飼養による迷惑や虐待を防止するため、リーフレットの配布、市町広報誌への掲載等により、動物の適正飼養の普及啓発に努めるとともに、犬のしつけ方教室や動物の適正飼養講習会等を開催する。(令和6年度 1,485回、8,987名)(P.20 7参照)



犬のしつけ方教室

特に猫については、処分される動物の多くを占めていることから、県内5カ所の動物愛護センターに順次整備した猫の完全屋内飼養モデルルームを活用するとともに、平成29年3月に策定した「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」に基づき、完全屋内飼養や不妊措置の実施をはじめとした適正飼養の普及を推進する。



(2) 動物愛護思想の高揚

各種啓発講習会及び小動物とのふれあい事業等を積極的に展開することにより、動物愛護思想の高揚を図る。(P.20 8参照)



学校への出張啓発事業

<令和6年度実績>

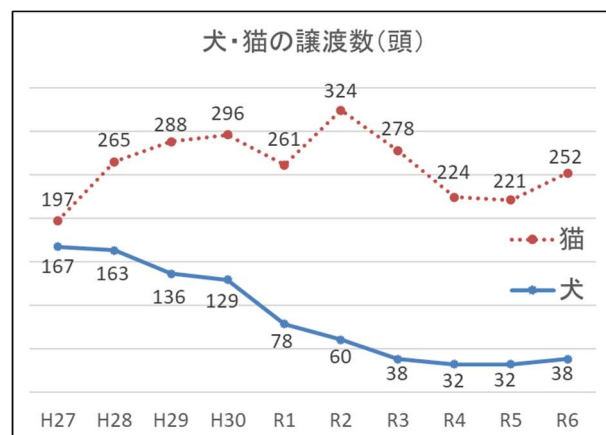
- ・動物愛護センター愛護館入館者 6,314人
- ・講習会・ふれあい事業等の実施状況

	対象者	実施回数	受講者人数
センター	児童	5回	163人
	一般	1,002回	12,041人
三木支所	児童	0回	0人
	一般	355回	2,024人
龍野支所	児童	23回	714人
	一般	416回	4,631人
但馬支所	児童	10回	283人
	一般	328回	2,441人
淡路支所	児童	7回	208人
	一般	352回	1,189人
計	児童	45回	1,368人
	一般	2,453回	22,326人
合 計		2,498回	23,694人

(3) 犬及び猫の譲渡

動物愛護センターが引き取り等した犬猫に生存の機会を与えるとともに、地域における模範的な飼い主に譲渡することにより、動物の適正飼養の普及啓発を図る。また、団体等と連携しながら譲渡事業を推進するとともに、平成 28 年度からは、ふるさとひょうご寄附金を活用し、ボランティアの協力を得て、離乳前の子犬や子猫を育て譲渡に繋げている。

(令和 6 年度保育数 子犬：0 頭、子猫：126 頭)



(4) 負傷動物の収容等

(一社)兵庫県獣医師会とも連携し、公共の場所において負傷動物が発見された際の応急処置等を実施する。(令和 6 年度 93 頭)

2 動物管理対策の強化

(9, 274 千円)

(1) 動物に関する相談対応

鳴き声や放し飼い等、県民から寄せられる動物に関する様々な相談に適切に対応する。動物虐待が疑われる事例等については、必要に応じ警察と連携し対応する。

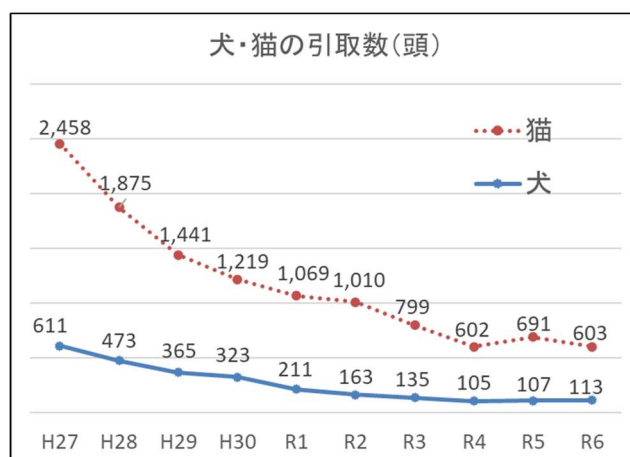
<令和 6 年度末実績>相談受付状況

(単位：件)

所 管	犬			猫			その他		
	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他
県	197	427	876	441	513	1, 283	39	18	469
政令(中核)市	137	961	4, 974	336	1, 219	2, 078	13	72	469
計	334	1, 388	5, 850	777	1, 732	3, 361	52	90	938

(2) 犬及び猫の引取り

所有者不明の犬・猫の引取りは、周辺環境が損なわれるおそれがある場合等を実施する。また、所有者からの犬・猫の引取りに関する相談については、状況を聞き取り、終生飼養等を指導した後、攻撃性等やむを得ない場合のみ引取りを実施する。



(3) 動物取扱業の登録指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動愛法」という。)に基づき動物取扱業(※13)の監視指導を実施するとともに、動物取扱責任者を対象とした研修会を

実施し、適正管理の徹底を図る。

＜第一種動物取扱業登録状況(令和6年度末時点)＞

(単位：件)

所 管	販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	譲受飼養	競 り	計
県	427	571	9	112	77	7	0	1,203
政令(中核)市	507	860	31	157	117	7	0	1,679
計	934	1,431	40	269	194	14	0	2,882

＜第二種動物取扱業届出状況(令和6年度末時点)＞ (単位：件)

所 管	譲渡し	保 管	貸出し	訓 練	展 示	計
県	36	3	3	0	11	53
政令(中核)市	42	5	4	0	8	59
計	78	8	7	0	19	112

(4) 特定動物からの侵害防止

ライオンやワニ等の特定動物(※14)の飼養者に対し、動愛法に基づく適正管理指導を行い、人の生命、身体、財産に対する侵害の防止に努める。

＜特定動物飼養許可状況(令和6年度時点)＞

所 管	施設数	種 数	頭 数
県	12	4	22
政令(中核)市	17	44	207
計	29	44	229

3 危機管理対策の強化

(1) 動物由来感染症対策

動物の飼養者や動物取扱業者等に対し、動物由来感染症に関する知識を普及・啓発し、感染防止に努める。

(2) 狂犬病予防対策

市町及び(一社)兵庫県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の着実な実施を図る。

(3) 災害対策

災害時には、令和6年4月に県内の政令(中核)市及び動物関係団体と再締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき対応する。また、災害発生

時の同行避難（飼い主が動物と共に避難すること）及び平常時における準備の必要性等について啓発を行う。

4 動愛法の改正施行への対応

改正された動愛法を適切に運用するため、パンフレット等の啓発資材を活用した県民への周知を行う。特に、動物取扱業施設については、監視指導及び動物取扱責任者研修等により、販売される犬猫へのマイクロチップ(※15)の装着や飼養管理基準等の遵守について周知徹底を図る。

5 動物愛護センター各支所の機能強化

県内5カ所の動物愛護センターに順次整備した、猫の完全屋内飼養モデルルームを活用し、猫の適正飼養の普及啓発を図るとともに、譲渡事業をさらに推進する。

【整備状況】

令和元年7月完成	動物愛護センター
令和4年2月完成	龍野支所
令和4年3月完成	但馬支所、淡路支所
令和4年4月完成	三木支所

資 料 編

1 食品衛生監視状況（令和6年度県健康福祉事務所実施分）

県目標監視回数 (ランク)	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1 回／1 年 (A)	2,643	2,822	106.8
1 回／2 年 (B)	977	1,167	119.4
1 回／3 年 (C)	7,356	7,323	99.6
1 回／6 年 (D)	1,235	2,852	230.9
適 宜 (E)		1,389	
合 計 (E ランクを除く。)	12,211	15,553	127.4

<内訳>

(1) 営業許可業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1 回／1 年 (A)	飲食店営業（大量調理）	1,662	1,903	114.5
1 回／2 年 (B)	そうざい製造業 他	955	1,146	120.0
1 回／3 年 (C)	菓子製造業 他	7,326	7,273	99.3
1 回／6 年 (D)	麺類製造業 他	1,235	1,463	118.5
適 宜 (E)	乳類販売業（食品衛生法改正前） 他		0	
合 計 (E ランクを除く。)		11,178	11,785	105.4

(2) 営業届出業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1 回／1 年 (A)	集団給食施設（大量調理）	981	919	93.7
1 回／2 年 (B)	集団給食施設（A ランク・簡易調理施設以外）	22	21	95.5
1 回／3 年 (C)	集団給食施設（簡易調理施設）	30	50	166.7
適 宜 (E)	要届出業種（A・B・C ランク以外）		1,389	
合 計 (E ランクを除く。)		1,033	990	95.8

2 食品関係業種別施設数

(1) 営業許可施設数（令和6年度末現在）

ア 改正前の食品衛生法に基づく34業種

項 目		施 設 数							
業 種		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	合 計
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	2,644	2,422	1,133	596	361	469	4,981	7,625
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	361	441	62	70	33	49	655	1,016
	旅 館	381	90	27	9	9	6	141	522
	そ の 他	3,806	4,556	794	1,197	530	1,024	8,101	11,907
	小 計	7,192	7,509	2,016	1,872	933	1,548	13,878	21,070
菓 子 製 造 業		1,291	858	269	170	104	224	1,625	2,916
乳 処 理 業		4	1					1	5
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業									
乳 製 品 製 造 業		25	12	3			3	18	43
集 乳 業		1							1
魚 介 類 販 売 業		426	216	139	52	65	40	512	938
魚 介 類 せ り 売 営 業		7	1		1	2		4	11
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		8	15	3	2	1	1	22	30
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		218	78	22	35	24	23	182	400
か ん 詰 又 は び ん 詰 食 品 製 造 業		19	22	6	2		1	31	50
喫 茶 店 営 業		236	209	86	36	61	48	440	676
あ ん 類 製 造 業		10		3	2			5	15
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		116	106	30	21	16	20	193	309
乳 類 販 売 業									
食 肉 処 理 業		75	46	5	5	2	6	64	139
食 肉 販 売 業		366	321	76	74	54	67	592	958
食 肉 製 品 製 造 業		19	11	2	2	1	4	20	39
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		4							4
食 用 油 脂 製 造 業		7	3		1			4	11
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		1	4					4	5
み そ 製 造 業		61	5	2	1		1	9	70
醤 油 製 造 業		11	2	1	3			6	17
ソ ー ス 類 製 造 業		14	21	1	6	1	2	31	45
酒 類 製 造 業		25	13	3		3	5	24	49
豆 腐 製 造 業		20	15	10	7	2	1	35	55
納 豆 製 造 業		7		1				1	8
め ん 類 製 造 業		151	39	19	5		9	72	223
そ う ざ い 製 造 業		309	209	52	25	32	37	355	664
添 加 物 製 造 業		23	13	8	4	2	1	28	51
食 品 の 放 射 線 照 射 業									
清 涼 飲 料 水 製 造 業		28	10	6	2		2	20	48
氷 雪 製 造 業		7	3			1		4	11
氷 雪 販 売 業									
合 計		10,681	9,742	2,763	2,328	1,304	2,043	18,180	28,861

監視数	7,157	2,014	61	541	642	1,113	4,371	11,528
-----	-------	-------	----	-----	-----	-------	-------	--------

イ 改正後の食品衛生法に基づく 32 業種

項 目		施 設 数							
業 種		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	合 計
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	7,135							
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	465							
	旅 館	565							
	そ の 他	8,032							
	簡 易 な 営 業	149							
	計	16,346	14,045	4,690	3,623	2,003	2957	27,318	43,664
調理の機能を有する自動販売機による営業		243	123	55	43	19	27	267	510
食肉販売業		585	374	136	101	65	78	754	1,339
魚介類販売業		601	310	139	78	61	50	638	1,239
魚介類競り売り営業		21	5	7		2		14	35
集乳業		1							1
乳処理業		2	3					3	5
特別牛乳搾取処理業									
食肉処理業		101	36	7	1	4	4	52	153
食品の放射線照射業									
菓子製造業		2,063	1232	383	214	151	265	2,245	4,308
アイスクリーム類製造業		56	45	11	8	2	5	71	127
乳製品製造業		16	22	5	4	1	2	34	50
清涼飲料水製造業		32	17	7	5	4	3	36	68
食肉製品製造業		44	33	9	3	2	4	51	95
水産製品製造業		218	61	30	5	28	5	129	347
氷雪製造業		7	3	3				6	13
液卵製造業		5	1				2	3	8
食用油脂製造業		12	8	2	3		1	14	26
みそ又はしょうゆ製造業		102	8	10	3	2		23	125
酒類製造業		48	26	11		7	6	50	98
豆腐製造業		39	17	4	7	4	5	37	76
納豆製造業		2	2					2	4
麺類製造業		347	43	46	10	2	5	106	453
そうざい製造業		678	389	91	61	66	66	673	1,351
複合型そうざい製造業		8	9	3			3	15	23
冷凍食品製造業		29	18	5	27	2	22	74	103
複合型冷凍食品製造業		1	2	1				3	4
漬物製造業		207	62	14	15	7	9	107	314
密封包装食品製造業		206	43	10	9	7	18	87	293
食品の小分け業		79	39	11	13	4	9	76	155
添加物製造業		22	21	7	7	2	3	40	62
合 計		22,121	16,997	5,697	4,240	2,445	3,549	32,928	55,049

監視数	4,628	14,275	2,046	612	231	1,657	18,821	23,449
-----	-------	--------	-------	-----	-----	-------	--------	--------

(2) 営業届出施設数（令和6年度末現在）

項 目 業 種		施 設 数							合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
給食施設	学校	127							
	病院・診療所	60							
	事業所	42							
	その他	879							
	小計	1,108	619	287	261	124	197	1,488	2,596
旧許可業種	魚介類販売業（包装魚介類）	174	575	155	21	107	166	1,024	1,198
	食肉販売業（包装食肉）	352	657	270	25	112	182	1,246	1,598
	乳類販売業	1,544	1726	630	201	339	412	3,308	4,852
	氷雪販売業	39	20	11	11	4	6	52	91
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	1,707	1329	440	367	155	273	2,564	4,271
販売業	弁当販売業	155	82	9	9	10	29	139	294
	野菜果物販売業	336	319	57	83	56	76	591	927
	米穀類販売業	93	103	23	17	7	22	172	265
	通信販売・訪問販売による販売業	58	54	3	7	1	7	72	130
	コンビニエンスストア	762	387	73	204	27	46	737	1,499
	百貨店、総合スーパー	703	333	146	120	45	74	718	1,421
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	713	526	204	144	83	151	1,108	1,821
	その他の食料・飲料販売業	2,615	2289	824	566	368	594	4,641	7,256
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	6	6	7	7		2	22	28
	いわゆる健康食品の製造・加工業	19	16		2	1	3	22	41
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	264	176	48	35	20	64	343	607
	農産保存食料品製造・加工業	472	66	14		24	9	113	585
	調味料製造・加工業	120	64	8	15	8	17	112	232
	糖類製造・加工業	2	5	1				6	8
	精穀・製粉業	61	17	9	2	2	7	37	98
	製茶業	111	35	17	4	1	1	58	169
	海藻製造・加工業	35	5	7	1	1	3	17	52
	卵選別包装業	29	2	5			1	8	37
	その他の食料品製造・加工業	887	186	110	31	25	88	440	1,327
上記以外のもの	行商	78	86	20	14	13	18	151	229
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	120	17	9	15	5	2	48	168
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	21	11			3		14	35
	その他	66	161	9	17	3	22	212	278
合 計		12,650	9,872	3,396	2,179	1,544	2,472	19,463	32,113

監視数	2,379	3,647	484	102	223	343	4,799	7,178
-----	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-------	-------

3 食品、添加物、器具容器等の試験検査実施状況（令和6年度）

	区分	検査件数		検査項目数		不適 件数 不良	不適 % 不良
食品・ 添加物等の 検査	穀類、野菜、果実等の残留農薬試験	84	(17)	25,200	(5,100)		
	器具及び容器包装の規格試験	20	(10)	40	(20)		
	米のカドミウム試験	14		14			
	輸入食品の指定外添加物等試験	40	(40)	420	(420)		
	輸入柑橘類等の防カビ剤試験	10	(10)	40	(40)		
	遺伝子組換え食品試験	9	(2)	27	(6)		
	アレルギー食品試験	10	(5)	10	(5)		
	◎国産食肉の残留農薬試験	12		2,400			
	◎国産食肉の残留医薬品試験	24		480			
	輸入食肉の残留医薬品試験	14	(14)	346	(346)		
	輸入魚介類の残留医薬品試験	15	(15)	360	(360)		
	輸入チーズのリステリア試験	16	(16)	16	(16)		
	家庭用品の試買試験	10		10			
	☆生食用かきのノロウイルス試験	15		15			
	(健康科学研究所実施分)計	293	(129)	29,378	(6,313)	0	0.0
	その他収去等試験：健康福祉事務所検査室実施分(収去)	391	(2)	2,552	(4)	5	1.3
	その他収去等試験：健康福祉事務所検査室実施分(試買)	18		18		0	0.0
	(その他収去等試験分)計	409	(2)	2,570	(4)	5	1.2
計		702	(131)	31,948	(6,317)	5	0.7

☆は、試買試験。()内は輸入食品の内数。
◎は、食肉衛生検査センター搬入。

4 と畜検査精密検査実施状況（令和6年度）

項 目 内 訳		精密検査 実施頭	精 密 検 査 に 基 づ く 措 置 実 施 頭 数															
			禁止			全部廃棄			一部廃棄			合 格			合 計			
			牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	禁止	全廃	一廃	合格
一般畜		281	0	0	0	97	29	0	116	4	0	20	15	0	0	126	120	35
病 畜		149	0	0	0	113	1	0	17	1	0	17	0	0	0	114	18	17
切迫畜		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		430	0	0	0	210	30	0	133	5	0	37	15	0	0	240	138	52

5 兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP) 認定制度の認定状況(令和6年度末現在)

	認定年月日 (初回認定日)	認定対象工程	認定施設名	住所	該当食品
1	H17.9.26	水産食品加工工程	沖物産株式会社 第2食品加工場	淡路市	わかめ煮(そうざい)
2	R4.10.13	水産食品加工工程	ヤマサ漢餅株式会社	姫路市	食肉練り製品
3	H20.4.2	大量調理工程	加東市学校給食センター	加東市	集団給食
4	H21.7.30	菓子・パン製造工程	株式会社あみだ池大黒	西宮市	和・洋菓子
5	R4.9.27	食肉処理工程	エスフーズ株式会社 姫路ミートセンター	姫路市	牛肉
6	H22.8.17	菓子・パン製造工程	株式会社多幸 たこせんべいの屋	淡路市	和菓子
7	H23.2.9	めん類製造工程	株式会社田中屋食品	豊岡市	生めん(和そば)
8	H25.9.20	食肉処理工程	株式会社印南食品	加古川市	食鳥肉【食品名: 鶏もも肉、鶏むね肉、 鶏ももむね混合肉】
9	H25.9.20	食肉処理工程	株式会社印南食品	加古川市	食鳥肉【食品名: 鶏もも肉、鶏むね肉、 鶏ももむね混合肉】
10	H25.11.25	鶏卵選別包装工程	ゴールドエッグ株式会社 関西事業部 小野GPセンター	小野市	生食用鶏卵【商品名: 兵庫のたまご】
11	H27.4.1	食肉処理工程	株式会社佃馬どり	豊岡市	食鳥肉【商品名: すこやかどり】
12	H27.4.1	食肉処理工程	株式会社佃馬どり	豊岡市	食鳥肉【商品名: すこやかどり】
13	H27.4.21	大量調理工程	上郡町学校給食センター	上郡町	集団給食
14	H27.5.8	菓子・パン製造工程	エーデルワイス ギフト工場	尼崎市	焼き菓子
15	H27.5.25	食肉処理工程	神戸武蔵フーズ株式会社	神戸市	豚肉【国産ひょうご豊姫ポーク】
16	H27.6.16	食肉処理工程	有限会社三協食鳥 姫路支店	姫路市	食鳥肉
17	H27.7.1	菓子・パン製造工程	アサヒフーズ株式会社 神戸三田工場	三田市	洋生菓子(容器包装で密封し、最終工程に加熱 殺菌工程を有するもの)
18	H28.4.22	水産食品加工工程	旭陽化学工業株式会社 本社工場	姫路市	ゼラチン(魚鱗、魚皮) コラーゲンペプチド(魚鱗、魚皮)
19	H30.11.21	液卵製造工程	JA全農たまご株式会社 鳴尾浜液卵工場	西宮市	殺菌液卵(全卵)
20	H31.4.18	大量調理工程	養父市学校給食センター	養父市	集団給食
21	H31.4.19	食肉処理工程	有限会社神明精肉店	明石市	牛肉
22	R1.6.11	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 神戸工場	神戸市	牛肉
23	R1.8.9	菓子・パン製造工程	エーデルワイス本社工場	尼崎市	焼き菓子、洋生菓子
24	R1.11.29	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品	姫路市	生食用国産牛肉加工品
25	R2.1.10	食肉処理工程	協業組合阪神ミートプロセスセンター	西宮市	牛肉
26	R2.7.15	食肉処理工程	株式会社ワールドフーズ	たつの市	食肉(国産牛肉)
27	R2.9.23	菓子・パン製造工程	オガワ食品協業組合	姫路市	焼き菓子(モナカ)
28	R2.12.18	食肉処理工程	株式会社エムフード・ジャパン	明石市	食鳥肉
29	R3.1.18	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 姫路工場	姫路市	冷凍生食用食肉
30	R3.11.29	と畜処理工程	西宮市食肉センター	西宮市	牛枝肉
31	R4.6.13	菓子・パン製造工程	株式会社神戸スイーツポート	神戸市	生菓子
32	R4.7.12	食肉処理工程	株式会社玉商 本社工場	神戸市	国産牛部分肉
33	R5.3.29	大量調理工程	朝来市学校給食センター	朝来市	学校給食
34	R5.5.10	食肉処理工程	株式会社おかだグループ サンワフーズ	たつの市	国産牛部分肉
35	R5.11.27	菓子・パン製造工程	常盤製菓株式会社	姫路市	油菓子
36	R6.2.28	水産食品加工工程	兵庫県漁業のり加工センター	姫路市	焼き海苔製品、もずく製品
37	R6.11.20	食肉処理工程	有限会社三協食鳥 神戸本部	神戸市	食鳥肉

認定工程	件数	認定工程	件数
と畜処理工程	1	食鳥処理工程	2
食肉処理工程	15	液卵製造工程	1
水産食品加工工程	4	菓子・パン製造工程	8
大量調理工程	4	豆腐類製造工程	0
鶏卵選別包装工程	1	めん類製造工程	1
		計	37



6 生活衛生関係営業施設の監視状況（令和6年度県健康福祉事務所実施分）

区分	業種	1年当たりの 必要監視回数	年度末施設数	要監視回数	監視実施回数	県平均監視率(%)
許可を 要する 業種	旅館・ホテル	1回／年	1,840	1,604	1,204	75.1%
	公衆浴場		463	426	396	93.0%
	興行場		54	52	47	90.4%
	計		2,357	2,082	1,647	79.1%
届出を 要する 業種	理容所	1回／3年	1,570	507	512	101.0%
	美容所		4,103	1,286	1,274	99.1%
	クリーニング所(一般)		316	104	156	150.0%
	クリーニング所(取次)	1回／5年	520	100	109	109.0%
	計		6,509	1,997	2,051	102.7%

※ 休業中の施設は監視対象としていないため、施設数(届出を要する業種は施設数×1/3、又は1/5)と要監視回数は一致しない。

7 適正飼養指導事業（令和6年度県動物愛護センター実施分）

講習会等名	実施回数	受講人数
動物の譲渡会（県事業）	180	340
譲渡動物訪問指導（県事業）	260	341
犬のしつけ方教室（県事業）	22	81
民間団体による犬のしつけ方教室	983	4,551
適正飼養講習会（県事業）	40	3,674
民間団体による適正飼養啓発講習会	0	—
合 計	1,485	8,987

8 動物愛護思想の啓発事業（令和6年度県動物愛護センター実施分）

実施事業	実施回数	受講人数
動物とのふれあい事業	1,989	10,601
園児対象啓発事業	6	140
小学生対象啓発事業	39	1,228
動物愛護啓発セミナー	12	390
譲渡犬対象事業	34	502
その他（動物愛護フェア含む）	418	10,833
合 計	2,498	23,694

用 語 編

【生活衛生の確保対策の推進について】

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※ 1	3	H A C C P (ハサップ)	食品の衛生管理手法の一つ。食品の製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法である。危害分析重要管理点方式ともいう。
※ 2	3 5	営業許可施設／ 許可を要する営業	食品衛生法第 55 条に基づき、人の健康に与える影響が著しく、公衆衛生に及ぼす影響が大きい営業として、政令で定められた業種（飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事の許可を受ける必要がある施設をいう。政令により 34 業種が規定されていたが、令和 3 年 6 月 1 日より、政令で新たに定められた 32 業種となった。
※ 3	3	営業届出施設	平成 30 年の食品衛生法改正により新設された食品衛生法第 57 条に基づき、営業許可業種、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業以外の業種（集団給食施設、野菜果物販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事に届ける必要がある施設をいう。令和 3 年 6 月 1 日から施行された。
※ 4	3	モニタリング 機器	食品の加熱殺菌温度を測定する中心温度計や殺菌水の塩素濃度を測定する残留塩素測定器など、食品の製造・調理現場の工程管理状況の検証に使用する機器。H A C C P の概念を応用した衛生管理を推進するため、日常的・継続的な点検を行う際に活用する。
※ 5	4	ノロウイルス	食中毒の原因となるウイルスの一つ。人の腸で増殖し、人一人感染のほか、糞便(ウイルス)で汚染された食品による食中毒也多発している。我が国で発生している食中毒で、患者数が最も多い。冬季を中心に、年間を通して胃腸炎を起こす。
※ 6	4	カンピロバクター	食中毒原因菌の一つで、家禽や家畜、ペット類の腸管に存在しているため、食品への汚染の機会が多い細菌で、加熱不十分な鶏肉が原因食品になることが多い。発熱(38～39℃)、倦怠感、頭痛、下痢が主な症状で、潜伏期間は 2～7 日。

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※7	4	サルモネラ属菌	食中毒原因菌の一つで、主な原因食品は鶏卵をはじめとした畜産物である。下痢、腹痛、悪寒、発熱、嘔吐、頭痛が主な症状で、潜伏期間はおおむね 12～48 時間。
※8	5	許可を要しない営業	営業届出施設及び改正食品衛生法が施行された令和 3 年 6 月 1 日以前に県で把握していた、許可を要する営業以外の営業施設をいう。
※9	5	スクリーニング検査	多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別（スクリーン）するために行う検査。
※10	7	リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を、消費者、事業者、研究者、行政など関係者が共有し、相互に意思疎通を図ること。 対象になっているリスクについて関係者が一緒に考え、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねることで、リスクを低減していくための共通の姿勢を持つことができる。
※11	8	レジオネラ属菌	土壌、河川など自然環境中に生息する細菌の一つ。循環式浴槽のろ過器等で本菌が増殖し、ジェットバスや打たせ湯などで、微少な水滴となって空気中に浮遊した浴槽水に含まれる本菌を吸い込むことにより、肺炎型のレジオネラ症を引き起こすことがある。悪寒、高熱、全身倦怠感、呼吸困難などの症状を呈し抵抗力の弱い老人等では死亡する場合もある。
※12	9	シックハウス症候群	高断熱、高気密という住宅構造とホルムアルデヒド等の化学物質によって引き起こされる目眩、吐き気、頭痛等を主症状とする健康障害。
※13	11	動物取扱業	動物の取扱いを業として行う者をいい、動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条により、都道府県への登録が義務付けられている。販売、保管、貸出、訓練、展示、譲受飼養、競りあっせんの 7 業種がある。法改正により、平成 25 年 9 月 1 日からは非営利の取扱いについても届出が義務付けられることとなった。（営利のものを「第一種動物取扱業」＝登録、非営利のものを「第二種動物取扱業」＝届出として整理。）
※14	12	特定動物	ライオン、クマ、ワニその他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令第 3 条により規定されている。飼育するためには、動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条に基づき許可が必要である。なお、法改正により令和 2 年 6 月 1 日からは、愛玩目的での飼養が禁止された。

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※15	13	マイクロチップ	直径 1.4mm、長さ 8.2mm 程度の円筒形の小さな電子標識器具で、世界で唯一の 15 桁の数字が記録されている。皮下に装着されたマイクロチップの番号を専用のリーダー（読取器）で読み取り、データベースで検索することにより、所有者情報を得ることができる。